

告示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 落合 誠

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 ふじみ野朝霞線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
明後三七二番一―地先まで 一番六地先から同市苗間字神 ふじみ野市苗間字神明後二五		区 間
一四・九〇ゝ 三五・六〇	一四・九〇ゝ 四二・六〇	敷地の幅員 (メートル)
四一・二八		延長 (メートル)
道路整備事業による ふじみ野朝霞線及びふじみ野市道		備 考